

部門における不適合指摘サンプル (ISO14001)

当該章番	指摘項目
4.3.1 環境側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境側面の洗い出しが不足している。間接的でも影響を及ぼすことができる側面があると思われる。また、側面や法令から目的目標への関連づけが不足している。 ・ 環境側面の洗い出しが不足している。間接的でも影響を及ぼすことができる側面があると思われる。 ・ 「関連企業の EMS 取得」という目標について有益な環境側面としての環境影響評価がされていない ・ 「一般事務における廃棄物の発生」「灯油管理・感染性廃棄物管理における緊急事態」の環境影響が評価されていない。また、有益な環境側面や関連施設の影響評価をする余地がある。 ・ 間接影響ではあるが、委託管理をしている施設について環境影響を評価していない。 ・ 工事の環境影響評価において、工事实施（現場）の評価がされていない。 ・ 環境影響評価が不十分である。事務室の紙・ゴミ・電気・グリーン購入などが評価されていない。
4.3.2 法的及びその他の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の順守評価を毎月行うとの計画に対して、順守評価がされていない。 ・ 自動車を保有しているが、自動車リサイクル法が「法令及びその他の要求事項一覧」に記載されていなかった。 ・ 法的その他の要求事項も二つだけとは思えない。側面が整理されてくれば、各種リサイクル法など法的その他の要求事項も明確になるはずなので合わせて洗い出していただきたい。 ・ 容積 200 リットル未満の灯油タンクについては、防油堤設置等は法令で求められていないが、事項防止（緩和）策の検討を行っていない。
4.3.3 目的、目標 及び実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境側面及び法令等の要求事項から目的・目標に設定されるべき事項が関連づけられていない。 ・ 目標の数値化が図られていない。 ・ 全ての事業について環境影響評価をまず行い、目的目標に位置づける必要がある。 ・ 「紙の消費削減」が著しい環境側面に登録されているが、目的・目標に考慮されていない。 ・ 環境側面・法令・目的目標には整合性があるべきである。環境側面を洗い出し、影響評価にて著しいと判定したものについて、関係法令等との兼ね合いで、特に必要と思われるものについて目的目標を設定する。 ・ 年間計画書に緊急事態試行の計画がない。環境マニュアルに従い、年 1 回は実施すること。 ・ 「実施計画」に目標の記載がない。